

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第卷七十五第

貨幣よりの干渉……………高田保馬

戦力増強の理論……………柴田敬

大東亞戦争と日本女性の復興……………中川與之助

ペツテイの經濟理論……………白杉庄一郎

グスタフ・  
ルーランドの農業經濟理論……………山岡亮一

支那私幣考補正……………穗積文雄

南方關係文獻展觀目錄

彙報

## 支那私幣考補正

穂積 文雄

私はさきに本誌第五十六卷第五號において支那の私幣についていさゝか所見を開陳するところあつたのであるが、その後いたり不備と思はれる點ができた、誤謬の箇所を發見したりしたので、こゝにその補正を試みたいと思つて筆をとる次第である。

まづ金屬においてなりたつ物品貨幣であるが、これを銀にかぎり、しかも慕容彥超の事例をあげるに止めたのは不充分であると思ふ。金屬においてなりたつ物品貨幣については、金にも及ぶべく、またそれにおける偽造をやはりその禁令より立證してみるべきかと思ふのである。

金屬においてなりたつ物品貨幣の偽造の禁令としては、例へばまづ加藤繁博士がその「唐宋時代に於ける

金銀の研究」において、論ぜられるところを引くことができる。

續資治通鑑長編卷十太祖、開寶四年九月庚子の條に、禁偽造黃金。募告者賞錢十萬。

とあつて、金銀の偽造を禁ずることが見える。又、同、十月の條には、

開封府捕得偽造黃金玉元義等十二人。案問具狀。已並決杖。流海島。因詔。自今民敢復偽造金者棄市。とあり、宋史卷二太祖紀二、開寶四年十月己巳の條にも、偽作黃金者棄市。

とあつて、金銀を偽造したものを捕へて海島に流したと、爾後、黃金を偽造するものは棄市することゝ定められたことが見える。按ずるに、漢の景帝の時、鑄錢偽黃金棄市律を定めて黃金の偽造を嚴禁したが、其の後此の禁は次第に廢れり、此に至つて再び設定せられたのである。銀偽造の禁令に至つては、從來未だ嘗て見ざる所であつて、之あるは實に宋の開寶四年に始まつたのは、金ればならぬ。斯く金銀偽造の禁令が由で來つたのは、金の貨幣として、又器飾原料としての使用が愈々盛と爲り、隨つて之を偽造して姦利を貪らんとするものも激増した結果であらう。(同書二七七頁)

さらに、例へば「明律」をみるとその「刑律七・詐僞」の中、「私鑄銅錢」の條の終りに「若僞造金銀者。杖一百徒三年。爲從及知情買使者。各減一等。」とある。これは金銀の僞造を罰する規定であるが、それが、「私鑄銅錢」の條下に入れられてゐるところより察すれば、この場合この金銀は貨幣の役割を演ずるものと考へてよいのではあるまいかと思ふ。そして、明代において金銀貨の鑄造についてきくところあらぬよりすれば、その貨幣といふともそれは鑄貨とは考へられぬから、従つてそれは秤量貨幣といはねばならず、しからばそれは物品貨幣にほかならないこととなる。そしてさうすればそこにわれ／＼はまた物品貨幣たる金銀の僞造が行はれたるを知ることができる。

つぎに私鈔の原因としては支那人の利己心をあげるにとゞまつたが、そして根本的にいへばそれでもよいと思ふのであるが、それでもなほ例へば「綱紀の弛緩」とか「技術・材料の粗雑」とか「流通量の不足」——これ

にはその絶對的不足(例へば元朝末期の場合のごとき)と相對的不足(鈔の價值の下落にもとづく物價騰貴による場合、例へば南宋の場合のごとき)とがある——等をあげることができよう。なほこの點については曾我部靜雄教授が「南宋會子の僞造について」(文化第七卷第二號)において指摘せられてゐるところを引くことを忘れてはならないであらう。

教授は南宋會子の僞造の増大せる原因として

「紙幣の洪水のために物價が高くなり、ために生活の苦よりなしたり、或は綱紀がゆるんだに乘じてなしたり、或は又利のためには死をも恐れぬ姦民の存在などの普通の原因による外に、理宗度宗頃にはかくなきしめる重大なる二つの原因があつた」

といつて、會子印造に用ゆる紙の質の變化により僞造がし易くなつたことと、界期(流通期限)の延長または事實上の停止により新舊界子の交換の際における僞會子の發見せられることにもとづく損失の恐れがなくなり、これに對する警戒がゆるみたる結果その横行をみるにいたつたといふことをあげてをられる。

なほ偽鈔の原因の一として私はいはゆる「政治謀略」  
るなものをあげることができるかと思ふ。つきに引く  
ところのごときがそれである。

### 滿蒙擾亂の大偽造

中外商業新報の昭和七年四月十四日掲載記事

#### ○滿蒙金融擾亂の偽紙幣一億圓

大連で發見取押ふ。

(大連十三日聯合發電)滿蒙に於ける金融擾亂を目的に、  
北支那方面で偽造した支那紙幣一億元を、大連經由北滿  
へ密輸送せんとしたのを、十三日朝、大連埠頭で發見、  
取押へた。(山鹿義教、贗造通貨、一五頁)

#### 救國會の大偽造

讀賣新聞の昭和七年九月二十六日掲載記事

#### ○救國會幹部、義捐金を着服、曝れて贗造紙幣を配布

(奉天二十五日發電)さきに、地方民より義捐金を募集  
した學良の救國會の幹部は、義捐金の大部分を着服し、  
僅かの殘金を義勇軍に配布してゐること發覺し、義勇軍  
頭目連は不平反對の聲高く、之を知つた一般寄附者も、  
救國會打倒を叫び出したので、救國會幹部は非常に驚き  
俄に中國、濟南、河北の各銀行券を贗造せしめ、朱麟青  
をして義勇軍に配布せしめてゐるが、兵匪は使用さへ出

#### 支那私幣考補正

來れば文句なしと、之を強要し、錦州一帶の良民は、大  
恐慌を來してゐる。(同上)

偽鈔の罰則は法典によるが正道であらう。たゞ各朝  
の法典を引用するとなると論述の均齊を破ることはな  
はだしからんことを恐れたのと、あのまゝでも論旨の  
闡明の目的は充分達せられるかと思ふたので、敢てさ  
うしなかつただけである。それで一例として元の法典  
をこゝにあげておかう。支那で紙幣の行はれるのは元  
にいたつて極度に達し、従つてそこではその取締も嚴  
重をきはめ、その條文は後の法令の範例となつたとい  
へるものである、それは元史・卷百五・刑法四・詐僞の  
中に見出される。つきのごとくである。

諸僞造寶鈔。首謀起意。并雕板。抄紙。收買顏料。書填  
字號。窩藏印造。但同情者。皆處死。仍沒其家產。兩隣  
知而不首者。杖七十七。坊正。主首。社長失察并巡捕。  
軍兵。各笞四十七。捕盜官及鎮守巡捕軍官。各決三十七。  
未獲賊徒依強盜立限緝捕。買僞鈔者。初犯杖一百七。  
再犯加徒一年。三犯科斷流遠。

諸捕獲僞鈔賞銀五錠給銀不給鈔。

諸父子同造偽鈔者。皆處死。

諸父造偽鈔子聽給使。不與父同坐。子造偽鈔父不同造。

不與子同坐。

諸夫偽造寶鈔者。妻不坐。

諸偽造寶鈔。印板不全者。杖一百七。

諸偽造寶鈔。沒其家產。不及其妻子。

諸赦前收藏偽鈔後行使者。杖一百七。不曾行使而不首

者減一等。

諸偽造鈔罪應死者。雖親老無兼丁。不聽上請。

諸捕獲偽造寶鈔之人。雖已身故。其應得賞鈔仍給其親屬。

諸奴婢買使偽鈔。其主陳首者。不在理賞之例。

諸挑刺裨湊寶鈔者。不分首從。杖一百七徒一年。再犯流遠。

年七十以上者。呈稟定奪毋聽贖。買使者減一等。

明律でも同じく刑律、詐僞の條下に「偽造寶鈔」を規定してゐる。それはつぎのごとくである。

凡偽造寶鈔。不分首從及窩主若知情行使者。皆斬。財產

並入官。告捕者。官給賞銀二百五十兩。仍給犯人財產。

里長知而不首者。杖一百。不知者。不坐。其巡捕・守把

官軍知情故縱者。與同罪。若搜獲偽鈔隱匿入已不解官

者。杖一百。流三千里。失於巡捕及透漏者。杖八十。仍

依強盜責限根(照)捕。

若將寶鈔挑刺補轉描改。以真作僞者。杖一。百流三千里。  
。爲從及知情行使者。杖一百。徒三年。  
其同精造僞人。有能悔過捕獲同伴首告者。與免本罪。亦  
依常人。一體給賞。

偽鈔の對策において僞賞の密告逮捕に賞をかける事  
例として、

明にありても「告捕するものは銀二十五兩を賞と  
し、仍ほ犯人の財産(明史食貨志・五・錢鈔及びその貨  
物)を給ふ」ことを紙幣の面に記してゐる。

と記したが、實は大明寶鈔の實物には「二十五兩」でな  
くて「二百五拾兩」とある。それで食貨志と實物で銀額  
が相異なるが、これは當然食貨志の記述が誤りでだけ  
ればならぬ。なほ明律をみるも、上掲のごとく「二百  
五十兩」となつてゐる。

偽鈔の事實のところ、宋の、

孝宗隆興「九年僞會を造るものを捕ふるの賞を定  
め」る云々

と引ける場合の「隆興」は「乾道」の誤りである。